

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値の増大を図るためにコーポレート・ガバナンスを強化することが重要であると認識しています。そして企業の発展と同時に経営の透明性を確保することを重要な経営方針として位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フジファンド株式会社	5,080,000	8.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,408,000	4.09
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルスモールキャップバリューポートフォリオ	1,639,000	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,479,000	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,421,000	2.41
ピクテアンドシーヨーロップaesエー	1,121,000	1.90
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	758,000	1.29
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	621,000	1.05
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバスアカウント	554,000	0.94
竹内 一男	500,000	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	35名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、その妥当性についての意見を述べております。監査結果や会計監査人が把握した内部統制システムの状況及びリスクの評価等に関する意見交換を、会計監査人との間で適宜行う事、緊密な連携を維持しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 宗生	他の会社の出身者									○
黒田 克司	公認会計士									○
山本 一彦	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
佐藤 宗生		—	会計的専門知識と経験を有しており、社外監査役としてのアドバイスは有益と考えられる

黒田 克司	○	——	め。 公認会計士の資格を有しており、社外監査役としてのアドバイスは有益と考えられるため。
山本 一彦		——	会計的専門知識と経験を有しており、社外監査役としてのアドバイスは有益と考えられるため。

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

現在の報酬制度は効率的かつ効果的であると認識しております。
ストックオプションの付与を含めたインセンティブ制度については検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、役員賞与を含めた年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会もしくは重要な会議の前には、事前に常勤監査役及び非常勤監査役に対して配布資料を送付し、情報の共有に努めており、人事総務部もしくは財務経理部より適宜、資料の提出等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行については毎年国内・海外の責任者が集まり行なわれる会議によって、翌年度の売上、費用、利益等の目標を設定しております。そして毎週の経営会議により計画値との差異をチェックし適宜、適切な業務執行をいたしております。また監査・監督については監査役および会計監査人であるあらた監査法人よりチェックを受け、さらに必要に応じて顧問弁護士によるアドバイスを求めることで法令およびコンプライアンスを遵守した体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営の意思決定機関である取締役会において、社外監査役3名が出席しており、外部からの監視及び監督機能は充足していると考えております。また、監査役は社内においては内部監査室と連携を図り、外部においては会計監査人との連携を図っており、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査は適正に保たれていると感じております。また、内部統制システムの構築、整備、運用状況の確認は内部監査室が行っており、さらに内部監査室が不正不備の監査を実施していることから、現歳の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、法定の送付期限より早期に発送しており、議決権行使の円滑化を促進しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英訳版の招集通知(一部抜粋)を作成し、自社企業サイトの投資家向け情報ページに公開し、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家、お客様、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様当社を正しく、またより深く知っていただき、当社の企業価値を正當に評価していただくために、当グループに関する情報の公平・公正かつタイムリーな公開に努めてまいります。また、情報公開を通してステークホルダーの皆様から頂くご意見につきましては、会社経営の参考として社内でも活用させていただきます。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間期末と決算期末の年2回定期的に開催し、代表取締役から決算に関する説明、新製品の紹介を含めた今後の展望につき説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	法定の決算公告の他、主要財務指標推移、決算短信、中間および期末の事業報告書、適時開示資料、IRカレンダー、株式情報等を掲載しております。外国人投資家に対しても公平な情報提供を行うため、開示資料は、原則、英語版にて日本語版同等の情報を同時にリリースいたします。ただし、英文翻訳作業の関係で当Webサイトへの掲示が多少遅れることがあります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専任の担当者を設置してIR活動の充実に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では標語としてCTM(Compliance・Transparency・Modesty)を取り入れ、グループ全社で徹底しております。法令を遵守し、公私混同を排除する事はもとより、会社の透明性を上げ、意見を謙虚に受け止めていくことで、ステークホルダーに対する利益を最大化させることを心がけております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示は各法令ならびに適時開示規則等を遵守して適切な情報開示を行っております。また、開示義務がないとされる決定事項および発生事項に関しても、株主および投資家の投資判断に対して影響をおよぼす可能性があると考えられる場合には積極的な情報開示を行い、ステークホルダーに対する適切な情報提供に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は企業価値の増大を図るためにコーポレート・ガバナンスを強化することが重要であると認識しております。また、事業の発展と同時に経営の透明性を確保することを重要な経営方針と位置付けております。当社における企業統治の体制は、取締役5名により定期的に取り締役会を開催しております。また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成しております。取締役会は法令及び定款に定められた事項に基づき、また、経営に関する重要事項については取締役会規程に基づき運営しております。常勤監査役は取締役会及び重要な会議に出席し経営に対するチェックを随時行っております。会計監査人につきましては、監査法人と監査契約を締結しており、監査役と連携を図りながら、適宜、法令に基づく会計監査が行われております。また、法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするため必要に応じてアドバイスを受ける体制を構築し、法的リスクの軽減に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力からの接触や不当な要求を受けた場合には、直ちに警察、弁護士等のしかるべき機関に通報するとともに、それらの機関と連携して組織的に対処します。特殊暴力防止対策協議会に加盟しており、所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集し最新の動向を把握するよう努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項